

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年9月27日(2012.9.27)

【公開番号】特開2011-113093(P2011-113093A)

【公開日】平成23年6月9日(2011.6.9)

【年通号数】公開・登録公報2011-023

【出願番号】特願2010-261338(P2010-261338)

【国際特許分類】

G 03 G 9/08 (2006.01)

G 03 G 9/087 (2006.01)

G 03 G 9/09 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/08 3 9 1

G 03 G 9/08 3 3 1

G 03 G 9/08 3 6 5

G 03 G 9/08 3 1 1

G 03 G 9/08 3 7 1

G 03 G 9/08 3 7 5

G 03 G 9/08 3 7 4

G 03 G 9/08 3 6 1

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子供与性の呈色剤と、電子受容性の顕色剤と、温度コントロール剤と、をカプセル化した色材と、

重量平均分子量Mwが6000以上25000以下のポリエステル系のバインダー樹脂と、を含み、

前記温度コントロール剤が加熱されることにより消色する電子写真用トナー。

【請求項2】

請求項1に記載の電子写真用トナーにおいて、ガラス転移温度が35度以上65度以下である電子写真用トナー。

【請求項3】

請求項1または2に記載の電子写真用トナーにおいて、軟化点が80度以上120度以下である電子写真用トナー。

【請求項4】

請求項1から3のいずれか1つに記載の電子写真用トナーにおいて、トルエン不溶分が10質量%以上40質量%以下である電子写真用トナー。

【請求項5】

請求項1から4のいずれか1つに記載の電子写真用トナーにおいて、酸価値が25mg KOH/g以下である電子写真用トナー。

【請求項6】

請求項1から5のいずれか1つに記載の電子写真用トナーにおいて、少なくとも前記電

子供与性の呈色剤と、前記電子受容性の顕色剤と、前記温度コントロール剤と、がマイクロカプセル化されている電子写真用トナー。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれか 1 つに記載の電子写真用トナーにおいて、定着温度よりも高い温度で消色する電子写真用トナー。

【請求項 8】

請求項 1 から 7 のいずれか 1 つに記載の電子写真用トナーにおいて、平均一次粒子径が 50 nm 以上 200 nm 以下の微粒子を少なくとも 1 種さらに含み、平均一次粒子径が 50 nm 以上 200 nm 以下の微粒子が前記電子写真用トナーのトナー粒子を被覆する被覆率が 1 種類の物質の微粒子につき 30 % 以下であり、全ての微粒子による前記トナー粒子の被覆率が 50 % 以上 150 % 以下である電子写真用トナー。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の電子写真用トナーにおいて、前記微粒子はシリカ、チタニア、アルミナ、チタン酸ストロンチウム、酸化スズのいずれかを含む電子写真用トナー。

【請求項 10】

請求項 1 から 9 のいずれか 1 つに記載の電子写真用トナーにおいて、前記電子供与性の呈色剤は、ロイコ染料である電子写真用トナー。

【請求項 11】

電子供与性の呈色剤と電子受容性の顕色剤と温度コントロール剤とをカプセル化した色材と、重量平均分子量 M<sub>w</sub> が 6000 以上 25000 以下のポリエステル系のバインダー樹脂と、を含み、前記温度コントロール剤が加熱されることにより消色する電子写真用トナーを備える画像形成装置。